

三 若し本世帯の書ノ世帯約ニ背キ又ハ刊子被吉人トナリタル場合若
クハ破産ノ履行爲アリタル時ハ何等ノテモ指定不可致所タル事ヲ
得取消相成亮モ田手議ヲ申立テテルコト

三 若し組合員ニテ一切世帯料ニテ紹介ノ如何ナルモ情アリトモテテテテテテ
ノ金口更々申請ケザルコト

四 寄寓中ノ世帯組合員ニ対シテハ最モ丁寧親切ヲ主トシテ待遇ラセラス
コト

五 寄寓室内ノ施設ハ下宿営業取扱規程ヲ最モ守リテ食料器寝具
其他ニ於テハ専ラ清潔ヲ主トシテ注意モ遺憾ナカシムルコト

六 寄寓料ハ食料寝具等別座代ヲ合セテ一月三十円以下タル事
他ニテ月未滿ノ場合ハ日割ニテ計算スルコト

七 物價高價ニテ之ヲ要更セトスルトキハ更ニ物價定スルコト
ノ可成ルハ注意スルコト

備考 寄寓者最高収容力 約 人

後述ノ為本契約書一札提出也

寄 日

在外

本人

保証人

此寄寓業者及周旋業者(オニ号)

(寄寓業者) 横浜市公海町石川市郎 外四名

(周旋業者) 今市 青木町石川市次郎 外四名

(七月一日
神奈川府)

(五) 神戸造船機工組合(進會) 株式会社

川崎造船所造船機盤職工井上末次郎(友愛會) 神戸造船工